

憲法第96条改正に反対する決議

決議の趣旨

日本国憲法第96条第1項は、「この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。」と定める。

この発議要件に対しては、「各議院の総議員の三分の二以上の賛成」から「過半数の賛成」に緩和すべきである、との憲法改正議論が存在する。

しかし、憲法の改正について厳格な手続が定められているのは、多数派の権力行使によって、少数派の人権が侵害されることを防ぐという、立憲主義の観点に立脚するものである。

歴史的に見ても、立憲主義は国家権力による圧政から基本的人権を保障するための砦として機能し、世界的に普遍的価値を獲得してきた。

憲法改正の発議要件を緩和することは、このような立憲主義の考え方を大きく後退させるものであり、日本国憲法の掲げる国民主権、基本的人権の尊重、及び平和主義という基本原理をも容易に破壊する事態にも繋がりがねず、到底許されるものではない。

よって、当会は、憲法第96条の改正規定について、各議院の総議員の三分の二以上の賛成によるとする発議要件を過半数に緩和することに強く反対する。

以上のとおり決議する。

2013年（平成25年）7月24日

釧路弁護士会

会長 齋藤 道俊

決議の理由

1 憲法第96条改正をめぐる現下の政治情勢

(1) 自由民主党は、平成24年4月27日、憲法第96条の改正規定について、各議院の総議員の三分の二以上の賛成によるとする発議要件を過半数に緩和することを含む日本国憲法改正草案を公表している。

また、同党の総裁でもある安倍晋三内閣総理大臣は、平成25年1月30日、衆議院本会議での答弁において、憲法第96条の改正に取り組む旨を明

言した。

- (2) そして、自由民主党は、平成25年7月21日に行われた第23回参議院議員選挙においても、憲法第96条の改正を含めた憲法改正原案の国会提出を目指し、憲法改正に積極的に取り組む旨を選挙公約に掲げていた。
- (3) 同参議院議員選挙の結果、自由民主党は非改選議席と併せて242議席中115議席を確保した。選挙公約との関係では、参議院でも第1党となった自由民主党は、憲法改正を容認する立場を示すその余の政治勢力を巻き込みながら、依然として憲法第96条の改正を含めた憲法改正の発議を企図する可能性がある。

2 立憲主義の歴史的重要性

そもそも、憲法第96条が憲法改正について法律よりも厳しい要件を設けているのは、多数派の権力行使によって、少数派の人権が侵害されることを防ぐという立憲主義の思想に基づくものである。

立憲主義の思想は、中世以来、イギリス名誉革命、フランス革命、アメリカ独立戦争等の幾多の動乱の歴史を経て、世界的にも徐々に普遍的価値を獲得するに至ってきたという沿革を有する。そして、我が国においても、明治憲法下での不十分な立憲主義が数々の人権侵害を帰結した歴史を踏まえ、第二次世界大戦後、より立憲主義的価値に重きを置く現行憲法が制定された経緯がある。

このような立憲主義の歴史的重要性を軽視し、多数派の権力により憲法改正がより容易になされる状況を作り出すことになれば、憲法にて定める基本的人権の保障が形骸化する危険が生ずる。また、国論を二分するような憲法上の問題については、全国民の代表者によって構成される国会での十分な討議を経て、民意をできる限り統合してから発案されることが必要である。もし、憲法改正の発議が容易となれば、時の多数派により憲法改正の発議が繰り返されることによって政治体制が不安定化し、我が国の国家的統合を危うくする恐れもある。

3 憲法改正の限界に関する議論を無視できないこと

憲法に定められた憲法改正手続に従えば、いかなる内容の改正を行うことも許されるかについては、法的な限界があるとする説が憲法学上は通説とされている。憲法第96条に定める憲法改正権についても、改正手続規定は、憲法制定権力が憲法典の成立以後法的に行う唯一の道筋であって行為準則であることから、改正手続の実質に触れる改正はできないとする考え方が多数説である。このような観点からは、憲法第96条を改正すべきとの主張は、軽々に

なされるべきではないことにも留意するべきである。

4 憲法改正発議の前提は整っていないこと

(1) 投票価値の不平等の問題

最高裁判所は、平成21年8月30日施行の衆議院議員選挙について、憲法の投票価値の平等の要求に反する状態、すなわち違憲状態にあると認定した(平成23年3月23日最高裁判所大法廷判決)。

また、最高裁判所は、平成22年7月11日施行の参議院議員選挙についても同様の判断を行った(平成24年10月17日最高裁判所大法廷判決)。

さらに、今般、平成24年12月16日施行の衆議院選挙について、各地の高等裁判所において違憲状態であるとする判決が連続しただけでなく、一部の裁判所では、より踏み込んで選挙無効の判断をした例も現れた(広島高等裁判所岡山支部平成25年3月26日判決)。

このように、衆議院、参議院を問わず、選出された国会議員が正当に国民を代表しているか否かの点について、現状としては極めて深刻な疑問が生じる状態となっている。

衆参両院共に違憲状態であると評価される国会が、憲法の改正を発議するという事は背理であるという他はなく、仮に、投票価値の平等が損なわれた状態で構成された国会により憲法改正の発議がなされた場合には、憲法改正手続が本来備えるべき民主的正統性に欠けることは明らかである。

(2) 憲法改正手続法における課題

平成19年5月18日、日本国憲法の改正手続に関する法律(以下「憲法改正手続法」という。)が公布され、3年後の平成22年5月18日より施行された。

憲法改正手続法の附則においては、施行までの間に、選挙権を有する者の年齢、成年年齢、公務員の政治的行為に対する制限について、いずれも必要な法制上の措置を講じる旨が規定されている。しかし、現状、必要な法制上の措置は講じられていない。

また、憲法改正手続法の成立に際してなされた、参議院日本国憲法に関する調査特別委員会による附帯決議において、特に「成年年齢」「最低投票率」「テレビ・ラジオの有料広告規制」の3点について、施行までに必要な検討を加えることとされた。しかし、いずれの事項についても十分な検討がなされてきたとはいえない。

このように、憲法改正手続法に基づく改正手続を実施する上では、未だに問題点が多数あるにもかかわらず、それらの解決がなされているとは言い難い状況である。仮に、憲法改正手続法における種々の問題点が解決しないまま、憲法改正の発議がなされた場合には、憲法改正手続が本来備えるべき民主的正統性に疑念が生ずることは明らかである。

5 結語

以上のとおり、憲法第96条の改正を行うことは、日本国憲法下において確立された我が国の立憲主義体制を損ない、その帰結として、日本国憲法が掲げる国民主権、基本的人権の尊重、及び平和主義という基本理念をも容易に破壊する結果を招く恐れがある。

しかも、現在の国会の構成自体が違憲状態の瑕疵を帯びている上に、憲法改正手続法の実施に伴う課題が未だ解決されているとは言い難い状況である以上、これらの問題が是正されないままなされる憲法改正の発議は、そもそも民主的正統性を欠くものというべきである。

弁護士の使命は、基本的人権を擁護することであり(弁護士法第1条第1項)、当会は、その事務の改善進歩を図る目的の団体である(同法第31条第1項)。従って、基本的人権が損なわれることが予測される事態に対しては、当会の目的の範囲内の活動として反対の姿勢を表明するものである。

以上の理由により、当会は、憲法第96条の改正には強く反対する。

以 上